

入居規約

1 ゴミ処理

- ・ゴミは指定された地域の分別方法に従い、指定された収集日の朝8時までに指定された場所に出すことを厳守してください。

2 駐輪場

- ・自転車及びオートバイは指定の場所に駐輪してください。指定以外の場所（エントランス前、共用部）や物件周囲の路上に駐輪してはいけません。
- ・物件により、駐輪ステッカーの発行、台数制限、使用料等の条件がありますので、必ず管理会社か貸主に確認をしてください。

3 共用部

- ・ベランダ（特に隣室との隔板の脇）共用廊下、共用階段は避難通路になりますので、物を置いてはいけません。また、エントランスにベビーカーや宅配の保冷ボックスを放置してはいけません。
- ・共用部は禁煙です。エントランス、エレベーター内、廊下での喫煙は禁止します。

4 騒音

- ・深夜・早朝（22時から6時頃）は洗濯機や掃除機の使用を控えてください。
- ・深夜・早朝のテレビやステレオ等の音量は小さくしてください。
- ・室内、共用部での足音やドアの開閉音、人が集まって生ずる話し声等の音には充分注意してください。
- ・区分所有タイプの住戸にご入居の方は、各マンションの規約をお守りください。
お守りいただけない場合、管理組合から退去命令が出されることもあります。

5 ペット

- ・ペット飼育不可物件においてペットの飼育が発見、通告された場合は直ちにご退去いただきます。
また、原状回復にかかる費用は借主の負担となります。

6 設備等の修繕

- ・ご入居中の設備の不具合については、24時間緊急駆付サービスに連絡してください。
(24時間緊急駆付サービスに加入していない場合は、「入居案内」に記載の連絡先)
- ・修繕に要する費用負担は契約書に定めるとおりです。

7 電気契約について

- ・電気はご自身でアンペア数を確認したうえで契約してください。

お部屋利用の説明（入居者様用）

<居室内>

●床（畳・フローリング・カーペット・CFシートなど）

- ・起業作業で生じたひびき、フローリング床等の家具によるキズ凹みは入居者様の負担になります。
近井キャスター付家具によるキズ補修が増えております。
畳家具等は必ず足下にクッション材等を使用して下さい。



●壁・天井（クロス）

- ・結露を放置しておいたり、室内換気が不十分だったために
生じたカビ、クロスのめくれなど。



- ・サッシ窓、窓枠、北側の壁等は特に冬場、結露が生じます。
こまめにふき取ることと、充分な換気をお願いします。
だんす類家具等を壁より5cm以上離して設置しますと
壁の結露発生を防ぐことができます。



●建具・襖・柱等

- ・入居者様の過失による損傷や日常の不適切な手入れ・用法違反による毀損など。
・壁等の釘穴、ネジ穴なども入居者様の負担になります。



- ・タバコによるクロスの汚れ、黄ばみは汚れの強弱にかかわらず
全て、張替えの対象となります。



- ・机入りのガラス窓特に墨りガラスの場合は、ガラスと枕木の
間隔の差によりヒビが入ることがあります。
引掛けになるのは濃い色のカーテン等です。
机中はレースカーテンを使用してください。

- ・冷蔵庫を代表とする家電品の熱によるクロスコケも
張替の対象となります。
対策としては、天ふらガード等のアルミ板を用いて貯生するのが
良い方法です。

- ・両面テープ等を使用しますと除去する際クロスが破けることが
よくあります。
クロス用テープ以外の使用は、しないで下さい。



お部屋利用の説明（入居者様用）

<水廻り>

●浴室・トイレ・洗濯機置場等

- ・ユニットバス使用後は換気扇を
まわして充分に換気をして下さい。
換気が足りないとカビが発生し
やすくなります。
浴室のせっけんカス、湯アカ、
カビ等、トイレの尿石等は
クリーニングの対象となります。
充分な日ごろの手入れをして
下さい。
入居者様の管理料十分ですと
退去時のクリーニングの対象です。



- ・水廻りでは設備破損等による
漏水の恐れがあるのでご注意下さい。

- ・不良箇所を見たら直ちに届出をして下さい。
少しの漏水も放置しますと壁やクロスの変色・腐食・めくれ
などの原因となります。
入居者には蓄積注意義務があります。



- ・排水パイプは髪の毛等で詰まり
の原因となります。ご注意下さい。



- ・洗濯機排水ホースが外れて
下階に漏水事故になる場合もあります。



●台所等

- ・換気扇等の吸い込み口も定期的にはずして手入れをして下さい。
吸い込み口をふさいでしまったことにより、換気扇のモーターが
過熱、故障する可能性があります。



- ・洗濯機排水ホースが外れて
下階に漏水事故になる場合もあります。

